

## 令和 2 年国勢調査結果を反映した過疎地域持続的発展方針の改訂について

### 1 要旨

令和 2 年国勢調査結果に基づき、令和 4 年 4 月 1 日付けで、過疎地域として新たに呉市旧安浦町及び廿日市市旧佐伯町が追加公示されたことに伴い、別冊のとおり、過疎地域持続的発展方針（以下、発展方針という。）を改訂する。

### 2 現状・背景

追加公示された旧 2 町は、過疎対策法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）の規定により、令和 3 年 11 月に公表された令和 2 年国勢調査結果を用いて算出した人口減少率の要件に該当したものの。

なお、呉市及び廿日市市を含む過疎関係市町から、発展方針に追記する新たな取組項目の要望がなかったため、発展方針の改訂に係る主務大臣の同意は不要とされた。

### 3 計画の概要

#### (1) 主な変更点

- ・追加公示に基づく過疎地域の区域
- ・令和 2 年国勢調査結果等を反映した人口等の基礎数値の入替 など

#### (2) 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第 7 条第 5 項及び第 43 条第 1 項

### 4 今後のスケジュール

5 月 19 日 改訂後の発展方針を、本日付けで公表する。

6 月 ○ 改訂前の発展方針に基づいて策定した、過疎地域持続的発展計画（以下、県計画という。）に、旧 2 町追加による事業箇所の追加等を行う。

○ 総務委員会において、上記改訂後の県計画を報告後、同日付けで公表する。

### 5 その他（関連情報等）

追加公示を受けた呉市及び廿日市市では、両市の 6 月議会において、改訂後の過疎地域持続的発展市町計画を上程予定である。